

各 位

平成 27 年 4 月 27 日

会 社 名 株式会社ダイヤモンドダイニング 代表者名 代表取締役社長 松村 厚久

(コード番号:3073 東証2部)

問 合 せ 先 執行役員経営企画室長 樋口 康弘

03-6858-6080 (代表)

# 新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社との間で事業に関するコンサルティング契約又はアドバイザリー契約(以下「顧問契約等」といいます。)を締結している会社の代表取締役(以下「顧問等」といいます。) 2名に対し、第三者割当の方式により、以下の通り新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を発行することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その 払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることな く実施いたします。

# 1. 新株予約権発行の概要

(1)	割	当		日	平成27年5月14日
(2)	新	株予約株	重の総	数	2,000個
(3)	発	行	価	額	1 個あたり3,800円
(4)	当潜	該 発 行 在 株	に よ 式	る数	200,000株
(5)	資	金調;	幸 の	額	273, 200, 000円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額:7,600,000円 新株予約権の行使による調達額:265,600,000円
(6)	行	使	価	額	1,328円
(7)	募法	集 又 は (割 当 子			第三者割当の方式により、顧問等に2,000個を割り当てます。
(8)	そ	Ø		他	本新株予約権は、ストックオプションの付与を目的として発行するものであり、MSCBやMSワラントとは異なるものであります。また、本新株予約権の発行は金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

### 2. 新株予約権の募集の目的及び理由

今回の募集は、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績 向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等に有償ストックオプションを付 与することで当該顧問等が代表取締役を務める会社に支払うコンサルティング料等の将来的な上昇を抑制するこ とを目的として、当社の顧問等に対し、適正な払込金額にて本新株予約権を発行するものであります。

なお、顧問契約等については、当社と顧問等が代表を務める会社との間で締結していますが、実際に業務を実施しているのは顧問等本人であります。そして、顧問等から経営に深く関わるコンサルティングを受けることにより、当社の業績が将来的に向上することが見込まれることから、顧問等に対する将来における成果報酬の付与が妥当であると判断しております。本新株予約権の発行は、現金に代えて将来における成果報酬を付与するものであり、顧問等のモチベーションを高めるとともに当社における将来的な経費削減にも繋がるものと考えております。

また、本新株予約権には、権利行使時において、当社の時価総額が 250 億円を超えていなければ権利行使できない旨の条件が付されています。当該条件は、当社の現在の業績をベースとしつつ、当社の中期 3 ヶ年計画において目標としている売上・利益目標を実現した場合の時価総額を見込んで設定したものであり、これにより、当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する顧問等のモチベーションを高めることを企図しております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

# (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額	
273, 200, 000円	5,000,000円	268, 200, 000円	

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
  - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3. 発行諸費用の内訳は、書類作成費用、弁護士費用、新株予約権の価格算定費用及び登記関連費用等であります。
  - 4. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

今回の募集は、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等に有償ストックオプションを付与することで当該顧問等が代表取締役を務める会社に支払うコンサルティング料等の将来的な上昇を抑制することを目的として、当社の顧問等に対し、適正な払込金額にて本新株予約権を発行するものであり、資金調達を主たる目的とはしておりません。また、資金の払込は、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及びその時期を資金計画に反映させることは困難であります。従いまして、手取金は、運転

資金に充当する予定ではありますが、具体的な資金使途と支出時期については、払込のなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

### 4. 発行条件等の合理性

# (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使価額等の発行条件を決定するにあたって、独立した第三者機関であるSPマネジメント株式会社(代表取締役:原口和久、住所:東京都港区北青山三丁目6番7号 青山パラシオタワー6F)(以下「算定機関」という。)に新株予約権の価格算定を依頼し、新株予約権に関する評価報告書を受領しております。

算定機関は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成27年4月27日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社株価の終値(1,328円)、株価変動性(44.7%から46.8%)、無リスク利子率(-0.001%)、配当利回り(0.7502%)及び本新株予約権の発行要項の内容を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるブラック・ショールズ・モデルを用いて新株予約権の理論的価値を算定しております。

本新株予約権の発行は、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等に有償ストックオプションを付与することで当該顧問等が代表取締役を務める会社に支払うコンサルティング料等の将来的な上昇を抑制することを目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれることを勘案し、算定機関の評価結果も踏まえて、定量的、定性的に十分に総合的に検討いたしました。

その結果、新株予約権の発行価格は、算定機関による算定結果と同額であり、また、新株予約権を発行する ことによって得られる当社の経済的利益に見合うものであることから、割当予定先に特に有利な条件ではない と判断いたしました。

また、当社監査役3名全員からも、当社取締役から発行要項の内容の説明を受けると共に、算定機関の算定結果及び上記の議論を踏まえ検討した結果、割当予定先に特に有利ではないと判断した旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の現在の発行済株式総数 7,266,000 株 (議決権数 70,929 個) に対して、第三者割当による新株予約権の発行により発生する潜在株式数は 200,000 株 (議決権数 2,000 個) であり、発行済株式数に対して最大で 2.75% (総議決権数に対する割合 2.82%) の希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等に有償ストックオプションを付与することで当該顧問等が代表取締役を務める会社に支払うコンサルティング料等の将来的な上昇を抑制することを目的としており、これにより、当社及び当社グループの企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社及び当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

### 5. 割当予定先の選定理由等

#### (1) 割当予定先の概要

氏名	小田 吉男			
住所	東京都港区			
職業の内容	LiNK-UP株式会社 代表取締役社長			
上場会社と割当予定先との間の関係	当社と同氏が代表取締役を務めるLiNK-UP株式会社との間で、コンサルティング契約に基づく取引関係があります。同氏は、当社との間の平成26年4月30日付事業コンサルティング契約書に基づき、当社の事業支援を目的として、指導、助言、企画制作、調査、各リソースの提案等の事業コンサルティングを当社に行っております。			

氏名	須田 英之
住所	東京都世田谷区
職業の内容	ヘリックス・クリエイティブ株式会社 代表取締役
	当社と同氏が代表取締役を務めるヘリックス・クリエイティブ株式会社との間で、
	アドバイザリー契約及び広告宣伝等に関する請負契約に基づく取引関係がありま
上場会社と割当予定先	す。同氏は、当社との間の平成27年4月1日付アドバイザリー業務委託契約書及
との間の関係	び平成 26 年 8 月 1 日付製作等請負基本契約書に基づき、当社に対してWEBサイ
	ト等の制作、分析及び改善策の提案等を行うとともに、当社の広告制作業務を請け
	負っております。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成27年4月27日現在のものであります。

#### (2) 割当予定先の選定理由

上記「2. 新株予約権の募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等の将来における成果報酬の一部を有償ストックオプションとすることにより将来的な経費削減を図ることを目的として、当社の顧問等を新株予約権の割当予定先に決定しました。

なお、割当予定先の顧問等につきましては、当社はこれまでも当社の内規により反社会的勢力との一切の取引等の関わりを排除する一環として、人事総務部により反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について調査しており、顧問等と反社会的勢力との一切の取引等の関わりがないことを確認しております。また、今回の決議に先立ち顧問等から経営企画室が反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行い、顧問等と反社会的勢力との一切の取引等の関りがないことを確認しております。

さらに、当社は、コンプライアンスの遵守の観点から、第三者の信用調査会社(株式会社 J P リサーチ&コンサルティング(代表取締役: 古野啓介、住所: 東京都港区虎ノ門三丁目 7番 12 号 虎ノ門アネックス 6 F))に顧問等の調査を依頼しました。その内容は、顧問等及び顧問等が代表取締役を務める会社に関する属性情報(反

社会的勢力の関与の有無)、過去の行為情報(違法行為等)、訴訟情報、風評情報等の確認、その他重大な懸念リスクの有無等について確認するものです。その調査結果として、顧問等が反社会的勢力や違法行為等に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先の顧問等につきまして、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、取締役会において本新株予約権の発行を決議するに先立ち、割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

### (3) 割り当てようとする株式の数

氏名	株式数
小田 吉男	180, 000 株
須田 英之	20,000 株

(注) 割り当てられる新株予約権の目的である株式の数を記載しております。なお、小田吉男氏に割り当てられる新株予約権は1,800個、須田英之氏に割り当てられる新株予約権は200個であります。

### (4) 割当予定先の保有方針

当社は、新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

### (5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である小田吉男氏については平成27年4月21日を基準日とする証券口座の預金残高を示すレポートの写しを受領し、須田英之氏については銀行口座の預金通帳の写しを受領することにより、割当予定先の払込みに要する財産の存在を確認するとともに、自己資金である旨を口頭でそれぞれ確認しております。これにより、当社は、割当予定先が各自に割り当てられる新株予約権の発行価格に相当する資金を保有していると判断しております。

## (6) 募集後の大株主及び持株比率

募集前	募集後		
(平成 27 年 2 月 28 日現在)		(本新株予約権が全て行使された場合	)
松村厚久	35. 18%	松 村 厚 久	34. 24%
株式会社松村屋	10. 24%	株式会社松村屋	9. 97%
アサヒビール株式会社	4. 75%	アサヒビール株式会社	4. 62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2. 43%	小 田 吉 男	2. 41%
株式会社ダイヤモンドダイニング	2. 33%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	2. 37%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1. 95%	株式会社ダイヤモンドダイニング	2. 27%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT E SCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1. 40%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1. 90%
CREDIT SUISSE SECURIT IES (EUROPE) LIMITED M AIN ACCOUNT (常任代理人 クレデ ィ・スイス証券株式会社)	1. 33%	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT E SCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1. 36%
株式会社SBI証券	0. 85%	CREDIT SUISSE SECURIT IES (EUROPE) LIMITED M AIN ACCOUNT (常任代理人 クレデ	1.30%
日本証券金融株式会社	0.68%	株式会社SBI証券	0.83%

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
  - 2. 大株主順位及び持株比率につきましては、平成27年2月28日現在の株式名簿に基づき、平成27年3月1日を効力発生日として実施した株式分割(普通株式1株を3株に分割)の結果を反映したものであります。
  - 3. 割当後の大株主順位及び持株比率は、平成 27 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数に今回の第三者割当により割り当てる予定の新株予約権の目的である普通株式の総数 200,000 株を加えて算定しております。
  - 4. 当社が保有している自己株式を記載しております。

# 6. 今後の見通し

今期における当社業績への影響は限定的であり、現時点で平成 27 年 4 月 10 日に公表いたしました第 2 四半期 累計期間及び通期の業績予想に変更はありません。

#### 7. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと (新株 予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないこと) から、株式会社東京証 券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める企業行動規範上の手続き (独立第三者からの意見の入手及び株主 の意思確認手続) は要しません。

# 8. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

# (1) 最近3年間の業績(連結)

(1) 状态 (日間の水原 (延縮)						
	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期			
連結売上高	25,015 百万円	24,776 百万円	26,079 百万円			
連結営業利益	691 百万円	713 百万円	964 百万円			
連結経常利益	820 百万円	777 百万円	956 百万円			
連結当期純利益	78 百万円	169 百万円	386 百万円			
一株当たり連結	3218. 44 円	70.99 円	54. 36 円			
当 期 純 利 益						
一株当たり配当金	2,500 円	25.00 円	30.00円			
一株当たり連結純資産	118, 294. 11 円	1, 264. 20 円	473. 21 円			

- (注) 1. 平成 24 年 6 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 2 株に分割しております。また、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 100 株に分割し、1 単元の株式数を 100 株とする単元 株式制度を採用するとともに、平成 27 年 3 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 3 株に分割しております。
  - 2. 一株当たり連結当期純利益及び一株当たり連結純資産については、それぞれ前連結会計年度の期首に上記1の株式分割が行われたと仮定して算定しております。
  - 3. 一株当たり配当金については、上記1の株式分割の影響を考慮せず、実際の配当金を記載しております。

# (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成27年4月27日現在)

						株式数	発行済株式数に対する比率
発	行	済	株	式	数	7, 266, 000 株	100%
現時	点の朝	云換価額	〔(行使	価額)に	1.1 2.5	561,000 株	7. 72%
け	る	潜る	生 株	式	数		

- (注) 1. 潜在株式数は、平成 25 年 11 月 12 日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の未行使の株式 数であります。
  - 2. 潜在株式数につきましては、平成27年2月28日現在の株式名簿に基づき、平成27年3月1日を効力発生日として実施した株式分割(普通株式1株を3株に分割)の結果を反映したものであります。

# (3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 25 年 2 月期	平成26年2月期	平成27年2月期
始 値	246, 600 円	134, 600 円	1,450円
高 値	505,000 円	169, 900 円	5, 120 円
	※230,000円	※2, 475 円	※1,439円
安 値	191,000円	124,000 円	1,370円
	※117, 200 円	※1, 403 円	※1, 295 円
終値	134,600 円	1,453 円	1,314円

(注) 平成 24 年 6 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 2 株に分割しております。また、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 100 株に分割し、1 単元の株式数を 100 株とする単元株式制度を採用するとともに、平成 27 年 3 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 3 株に分割しております。※印は、当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

### ② 最近6か月間の状況

	平成 26 年	平成 26 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
始 値	2,465 円	2,698 円	3,170円	3,500円	4,545 円	1,314円
高 値	2,880円	3,130円	3,465 円	5, 120 円	4,545 円	1,494円
					※1,439円	
安 値	2,371 円	2,600円	2,906 円	3,410円	4,090 円	1,276円
					※1,295円	
終値	2,621円	3,100円	3,460円	4,475 円	1,314円	1,402円

(注) 平成27年3月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割しております。 ※印は、当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

# ③ 発行決議日の直前取引日における株価

	平成 27 年 4 月 24 日
始 値	1, 329 円
高 値	1, 335 円
安 値	1,321円
終値	1, 328 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当ありません。
- 9. 新株予約権の発行要項
- 1. 新株予約権の数
  - 2,000個

#### 2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに払込む金銭は、本新株予約権 1 個あたり金 3,800 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である S Pマネジメント株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した 1 株当たりのオプション価格(小数点以下 2 位未満の端数は四捨五入)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 200,000 株とする。なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(2)3)①の規定を準用するものとする。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を 適切に調整することができるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1,328円(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
- 2) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。
  - ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額=調整前行使価額× 株式分割又は株式併合の比率

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+ 時価 前行使価額×

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数+新規発行株式数

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記 3)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」という。)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- 3) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによるものとする。
  - ① 上記 2)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることとする。

# 新規発行株式数= (調整前行使価額-調整後行使価額) ×分割前行使株式数 調整後行使価額

② 上記 2) ②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、平成29年5月1日から平成30年4月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に該当するときにはその前営業日を最終日とする。

# (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- 1) 権利行使時において、当社の時価総額が250億円を超え、かつ新株予約権者又は新株予約権者が代表を務める会社が当社との間で事業に関するコンサルティング契約又はアドバイザリー契約を締結していること。
- 2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 3) その他の条件については、新株予約権者と締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### (7) 新株予約権の取得事由

- 1) 以下の①、②又は③の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社 の取締役会決議の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権 を取得することができるものとする。
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 2 )新株予約権者が、上記(6)の規定により、新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 3) 新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

#### (8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(2)で定められる行使価額を 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当 該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(3)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める行使期間の満了日までとする。

⑥ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(4)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件 上記(6)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものと する。

新株予約権の取得事由
 上記(7)に準じて決定する。

⑩ 組織再編の際の新株予約権の取扱い 本(8)に準じて決定する。

- ① 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 新株予約権の割当日

平成 27 年 5 月 14 日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 27 年 5 月 14 日

以上